

奈良県告示第四百四十七号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第七条第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

令和二年三月六日

奈良県知事 荒井正吾

売りさばき場所	所在地	名称	廃止年月日
北葛城郡王寺町王寺二―八一六株式会社南都銀行王寺南支店	北葛城郡王寺町王寺二―八一六	株式会社南都銀行	令和二年三月九日
大和高田市西町一―八株式会社南都銀行高田本町支店	大和高田市西町一―八	株式会社南都銀行	令和二年三月二十三日
奈良市二条大路南一―一―一株式会社南都銀行本店営業部奈良市役所出張所	奈良市二条大路南一―一―一	株式会社南都銀行	令和二年三月三十日
奈良市西紀寺町三二―四株式会社南都銀行紀寺支店	奈良市西紀寺町三二―四	株式会社南都銀行	令和二年四月十三日
吉野郡下市町大字	吉野郡下市町大字下市	株式会社南都銀行	令和二年四月二

下市一〇〇 株式 会社南都銀行下市 支店	一〇〇		十七日
桜井市大字三輪四 四一―一 株式会 社南都銀行三輪支 店	桜井市大字三輪四四一 ―一	株式会社南都銀行	令和二年五月十 八日
葛城市尺土二七〇 ―四 株式会社南 都銀行尺土支店	葛城市尺土二七〇―四	株式会社南都銀行	令和二年五月十 八日